一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

- 1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。 枚数は、表紙を含めて6枚あります。
- 3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
- 4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」 を確実に記入してください。
- 5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」 を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが あります。
- 6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、 不合格扱いとします。
- 7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。 解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう 静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
- 8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関東運輸局

()

				\neg
申請者名(事業者名)	席			
	番			
記入者名(受験者名)	号			
I. 次の1. から15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そう () 内に記入しなさい。	でない。	ものにに	t ×	印を
1. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車選 難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受け				
て乗合旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第21条)		(0)
		•		,
2. 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければな			通省令	·で定
(道路運送法第12条)		,		
		(O)
3. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新原た日から三十日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしない (道路運送車両法第13条)				あっ
		(×)
4. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する車両総重量5トン以上の自 を備えなければならない。(運輸規則第26条)	1動車に	限り、	運行記	绿計
C NIH C C. W. D. W. C. W		(×)
5. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦	青を申し	ン出た者	た対し	って、

この限りでない。(運輸規則第3条)

遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、

о.	一の営業所において複数の連行管理者を選任する旅各自動単連 送事業 者は、そ 括する運行管理者を選任しなければならない。(<mark>運輸規則第47条の9)</mark>	これしらい	の美務	ど前
		(0)
7.	一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害すような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければ (道路運送法第30条)			ずる
	(但时座还位分 3 0 木)	(×)
8.	旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしい。(運輸規則第2条)	なけ	ればな	らな
		(0)
9.	事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をし (道路運送法第20条)	ては	ならな	い。
		(×)
10.	旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者とし ができる。(運輸規則第36条)	て選	任する	こと
		(×)
11.	整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行つた日常点検の結果に基づき、 定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)	運行	の可否	を決
		(0)
12.	事業者は、その事業用自動車の自動車検査証を当該事業用自動車の属する営業 ければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)	美所に	備え付	けな
		(×)
13.	旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、都道府県知事の登録を受けなけ (道路運送法第4条)	れば	ならな	い。
		(×)
14.	事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送ることができる。(運輸規則第7条の2)	到受	書を交	付す
		(×)
15.	事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。 (道路運送法第10条)			
		(0)

II. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(セ)を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- (イ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の (エ) するおそれがある ものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な (ス)取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な (サ) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件イ. 社会的経済的ウ. 公共の福祉エ. 利益を阻害オ. 需要カ. 違反キ. 優先的ク. 変更ケ. 協議会コ. 連携

サ. 競争 シ. 利便を向上 ス. 差別的 セ. 期限 ソ. 適合

Ⅲ. 道路運送法に関する次の条文について、()内に入る字句として正しいものを下欄から選び、()内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

・道路運送法は(イ)と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (サ)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、 (ケ)を確保し、道路運送の (カ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて (セ)を増進することを目的とする。

ア. 供 給 イ. 貨物自動車運送事業法 ウ. 車両数 エ. 適正な運営 オ. 事業者

カ. 利用者 キ. 旅客の利便 ク. 旅行業法 ケ. 輸送の安全 コ. 訪日外国人

サ. 需要 シ. 道路運送車両法 ス. 利益 セ 公共の福祉 ソ. 道路交通法

IV. }	欠の文中の()の部分にあてはまる	語句を <u>答.</u>		の欄に記入し	んなさい。
1.		「旅客自動車運送事業」 と運送する事業である。			()で、自
				答	有 償	
2.	めに講じた措置及び請	事業者は、国土交通省令 構じようとする措置その しなければならない。	他の国土交通省令	うで定める		
				答.	公表	
3.		選送事業標準運送約款で 亥運送に関連する費用は 1条)		の負担とし		
4.		運送事業の許可は、五年 その効力を失う。 <mark>(道</mark>) <u>答.</u>	を受けなけ オ 更 新	ıば、その
5.		は、整備管理者を選任し を届け出なければならな <mark>5 2条</mark>)				人内に、地
				<u>答.</u>	十五日	

V.	事業	き者が、その事	業計画を変更し。	こうとする	るときに、	認可を	受けな かんこう	ければな	よらない	\場合があ	っりま
	す。	では、下記の)中で認可を必要と	する事項	頁を選び、	該当す	る事項	には 〇	印を、	そうでな	さい事
	項に	には × 印を記	己入しなさい。								
		各運送法第15									
	1	営業区域の拡	大			(0)			
	2	営業所の位置	その変更			(0)			
	3	営業所ごとに	「配置する事業用自	動車の数	数の変更	(×)			
	4	役員の変更				(×)			
	⑤	自動車車庫の	位置及び収容能力	力の変更		(0)			
	句 運 旅 定る け 及	さして正しいも <mark>対規則第38条</mark> 等自動車運送事 うるところによ (事業者の従業員に対して関する。のを下欄から選び 事業者は、その事業 はり、主として運行 並びに法令に定め この場合において ご録し、かつ、その	ド、(美用自動車 デする路線 かる自動車 こは、その) 車の運転者 泉又は営業 車の運転に ひ(内に記号 育に対し、 美区域のは こ関するこ	を記り 国土 大態項に 及び内	しなさ 交通大目 びこれに ついて 容並びに	い。 5が(こ対処す 適切な排 こ指導	「ることが 背監督 を 左督を行っ) て べでき こしな った者
	力.	. 報 告	イ. 一年間 キ. 営業所	ク. #	圣 路 情 神	ケ	告	Ŕ	コ. 電		
	サ.	. 車 庫	シ. 基 準	ス. i	運転技術	セ.	通 道	室	ソ. 指 	導監督	